|  |
| --- |
| **教育分野**  |

※ガイドラインにおける「学校」は、私立学校を想定しています。

（行政機関である国公立学校の対応は、教育委員会等における職員対応要領にて定めています。）

**１　不当な差別的取扱い**

障がいを理由として、正当な理由なく、教育の機会の提供を拒み、もしくは制限し、またはこれらに条件を付けることなどは、不当な差別的取扱いにあたります。

　例えば、以下のような例があります。

* 学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等において、窓口対応を拒否し、または対応の順番を後回しにする。
* 資料の送付、パンフレットの提供、説明会やシンポジウムへの出席等を拒む。
* 社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等を利用させない。
* 学校への入学の出願の受理、受験、入学、授業等の受講や研究指導、実習等校外教育活動、入寮、式典参加を拒む。

|  |
| --- |
| **不当な差別的取扱いとなりうる具体的な事例** |
| 障がいのある生徒の受験を拒否する。もしくは拒否しない代わりとして、正当な理由のない条件を付ける。 |
| 障がいの特性に応じた代替案の検討等の配慮も無く、障がいのある生徒の体育や実習科目への参加を拒否する。 |
| 学校行事や授業への参加に、保護者の付添いを条件として付ける。 |
| 試験等において、合理的配慮として時間を延長したことを理由に、その試験等の結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差を付けたりする。 |
| 正当な理由なく、障がいがあることを理由として入学を認めない。 |
| 要介助の生徒の入学にあたって、保護者や専任の介助者が支援を担うことを条件として付ける。 |
| 課題提出等において、合理的配慮として提出期限を延長したことを理由に、成績の評価対象から外したり、評価に差を付けたりする。 |
| 私立高校が、障がいのある学生に対し、「自力で学生生活を送れること」を入学の条件として提示し、実質的に入学を拒否する。 |

※上記の事例は、あくまでも例示で、これらに限定されたものではありません。また、客観的に見て、正当な理由によりやむを得ない対応の場合は、不当な差別的取扱いに該当しないことがあります。

**２　合理的配慮**

　障がいのある人が教育を受ける場面で、何らかの配慮を求める意思の表明があったときは、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を提供することが求められます。合理的配慮は、「物理的環境への配慮」、「意思疎通への配慮」、「ルール・慣行の柔軟な変更」の３つに大きく分けて考えることができます。

　例えば、以下のような例があります。

* 聴覚過敏の生徒のために、机やいすの脚に緩衝材をつけて教室の雑音を軽減する。
* 周りの刺激に敏感で集中し続けることが苦手な生徒に対し、仕切りのある机を用意したり、静かな別室を用意する。

⇒物理的環境への配慮

* 手話や要約筆記のほか、絵や写真カード、タブレット型端末等を活用しコミュニケーションを行う。
* 教員の言葉だけでは内容を理解することが苦手な生徒に対し、絵や写真、図、実物などを見せることで、授業内容や活動予定を理解しやすいよう配慮する。

⇒意思疎通への配慮

* 支援員等の教室への同伴や、授業でのノートテイクやパソコン入力支援等を許可する。
* 学力試験において、別室受験、時間延長、読み上げ機能等の使用を許可する。
* 障がい特性により、話し合いや発表などの場面において、意思を伝えることに時間を要する場合があることを考慮して、時間を十分に確保したり個別に対応したりする。
* 障がい特性により、授業を聞くこととノートを書くことの両立が難しい生徒に対し、黒板の撮影を認める。

⇒ルール・慣行の柔軟な変更

* 学校入学前から本人、保護者とともに学校生活を送るにあたり、生じると思われるバリアを除去するための工夫について話し合い対応する。また、遠足や修学旅行、卒業式などの各種行事についても問題なく参加できるよう、本人、保護者とともに生じると思われるバリアを除去する

ための工夫を話し合い対応する。

　　　　⇒共通事項。教育事業者は、本人に障がいがあることを事前に把握していることが多く、本人に

生じるバリアを予想しやすいため、本人や家族からの申出がない場合でもバリアを除去する

ための話し合いの機会を積極的に設定することが望ましいです。

また、提供した合理的配慮の内容は、個別の教育支援計画等に記載し、学年や学校の変更が

あっても、引き継がれていくことが重要です。

|  |
| --- |
| **合理的配慮の提供の具体的な事例** |
| ●　視覚障がいのある人に関する事例 |
| 困りごと（合理的配慮の申出） | 合理的配慮の提供例 |
| 弱視があり小さな文字が見えにくいため、授業や試験の際に配布されるプリントについて、配慮をしてほしいと申し出る。 | 学校は、拡大文字で授業や試験で配布するプリントを作成し、拡大鏡の使用も許可する。また、教室での座席について、本人や家族の意思を確認しながら前方の席にするなど調整する。 |
| 色覚に特性があり、黒板に白色と黄色以外のチョークで書かれると識別しにくいため配慮してほしいと申し出る。 | 学校は、傍線や囲みなど、色以外で強調箇所を知らせる等の工夫を、本人に授業を行う教員全員に指示し対応する。 |
| ●　聴覚・言語障がいのある人に関する事例 |
| 困りごと（合理的配慮の申出） | 合理的配慮の提供例 |
| 授業中の情報保障についての配慮を申し出る。 | 学校は、手話や指文字を用いるほか、タブレット型のICT機器を活用した音声情報の視覚化ソフトウェアの活用により情報保障を行う。併せて、大きく口を開いてゆっくり話してその動きでできるだけ理解できるようにする。 |
| 口頭での出席点呼では、誰が呼ばれているのか分からないため、配慮してほしいと申し出る。 | 学校は、手話や指文字のほか、視覚的な情報を加えて情報保障を行う。 |
| 教室の座席によっては、教員の口の動きが見えにくくなるため、座席を決める際は配慮してほしいと申し出る。 | 学校は、教員などの話者が見えやすい位置に座席を設定するとともに、生徒との位置関係に気を付け、日差しで情報が見にくくならないよう、カーテン等を設置する。 |
| 外国語のヒアリング試験の際、聞こえにくいことへの配慮を申し出る。 | 学校は、本人の聞こえにくさの状況に合わせ、音質や音量を調整したり、文字による問題を用意したりする。 |
| ● 肢体不自由のある人に関する事例 |
| 困りごと（合理的配慮の申出） | 合理的配慮の提供例 |
| 車いすを利用する保護者が、授業参観を行うにあたり、前方に他の保護者が立っていると見えにくいため配慮してほしいと申し出る。 | 学校は、車いすでも見えやすいスペースを別途設けて提供する。 |
| 障がいにより、移動に時間を要し授業開始時間に間に合わなかったため配慮してほしいと申し出る。 | 学校は、障がいが理由で授業に間に合わなかった場合は遅刻扱いとせず、移動時間軽減のための調整を行うなどの対応をする。 |
| 困りごと（合理的配慮の申出） | 合理的配慮の提供例 |
| 学校生活を送るにあたり、バリアフリー化されたトイレを使用したいため、教室や座席についての配慮を申し出る。 | 学校は、本人がバリアフリートイレへの利用を行いやすいよう、教室や座席について決める際に調整する。 |
| 修学旅行へ参加するにあたり、移動中やホテルのバリアフリーについて配慮を申し出る。 | 学校は、移動時の車両、移動時間や休憩場所、宿泊場所、ホテルの部屋割りなどについて決める際、本人が参加しやすいよう調整する。 |
| 体育の授業内容を参加できる内容に変更してほしいと申し出る。 | 学校は、上肢・下肢の機能に応じてボール運動を行う際にボールの大きさや投げる距離を変更するなど、本人が参加可能な授業内容とする。 |
| 身体の状況により、教室で仰向け姿勢や後傾姿勢で車いす等にいることが多いため、天井灯の光が眩しいと申し出る。 | 学校は、天井灯の手前に布を広げて吊るし、直接光が目に入らないようにする。 |
| 車いすを利用している保護者が、授業参観などで来校する際に、段差へ簡易スロープを付けるなどの配慮を希望する。 | 学校は、簡易スロープはなかったものの、段差がある箇所には教職員が同行のうえ、車いすを持ち上げる等の代替方法を提案し対応する。 |
| ● 知的障がいのある人に関する事例 |
| 困りごと（合理的配慮の申出） | 合理的配慮の提供例 |
| 授業中でも何かの原因で気持ちが不安定になることがあるため、そうした場合、教室とは別の静かな場所で休ませてほしいと申し出る。 | 学校は、教室とは別の静かな部屋を用意し、落ち着くまでその場所で休むことができるようにする。 |
| 一度に複数の指示を伝えられると理解することが難しいため配慮してほしいと申し出る。 | 学校は、本人に対し指示を伝える時は、指示を一つずつ伝える、指示内容を図や数字で示すなどの対応をする。 |
| 知的障がいのある保護者が、学校からの連絡プリントに記載された漢字の読み方が難しいため、ふりがなを付けてほしいと申し出る。 | 学校は、当該保護者へのプリントにふりがなを付けるなどの対応を行う。 |
| 学習活動の内容や流れを理解することが難しく、何をやるのか、いつ終わるのかが明確に示されていないと、不安定になってしまい、学習活動への参加が難しくなるため、配慮してほしいと申し出る。 | 学校は、本人の理解度に合わせて、実物や写真、イラストなどで活動予定を示すなどの対応を行う。 |
| ● 精神障がいのある人に関する事例 |
| 困りごと（合理的配慮の申出） | 合理的配慮の提供例 |
| 不安障がいがあり、大勢の前で発表することに強い不安があるため配慮してほしいと申し出る。 | 学校は、授業の理解度を教員が個別に聴くなどの代替方法で評価を行う。 |
| 困りごと（合理的配慮の申出） | 合理的配慮の提供例 |
| 強迫性障がいにより、受験の際に他の受験者に囲まれると集中できないことがあるため、座席の配慮をしてほしいと申し出る。 | 学校は、受験会場での座席設定時、会場中央付近を避けた座席を指定した。 |
| ● 発達障がいのある人に関する事例 |
| 困りごと（合理的配慮の申出） | 合理的配慮の提供例 |
| 聴覚に過敏性があり多くの人が集まる場所が苦手なため、集会や行事への参加時に配慮してほしいと申し出る。 | 学校は集会や行事の際、本人と参加方法について話し合いながら、集団から少し離れた場所での参加やイヤーマフの利用を認めるといった対応をする。 |
| 触覚に過敏性があり給食で使うステンレス製の食器が苦手なため、プラスチック製の食器の持ち込みを申し出る。 | 学校は、プラスチック製の食器の利用を認める。 |
| 教室で周囲の物音により授業に集中することが難しいため、周囲の状況によって、耳栓の使用や別室での学習を認めてもらえるよう申し出る。 | 学校は、本人の申出に基づき、耳栓の使用や別室での学習を認める。 |
| 幼稚園の卒園式の練習にあたり、保護者が本人の障がい特性を園に伝え、口頭だけでなく文字や絵で練習方法を説明するよう配慮を申し出る。 | 幼稚園は、口頭での説明だけでなく、本人が歩く場所をテープで示し、立ち止まる場所に目印を付けるなどの対応をする。 |

※上記の事例は、あくまでも例示で、これらに限定されたものではありません。また、実施を求められた側に無制限の負担を求めるものではなく、過重な負担がある場合には、合理的配慮の不提供に該当しません。しかし、その場合もどうすれば障がいのない人と同等のサービスを提供できるかを考え、代替方法について障がいのある人と話し合いを行う必要があります。

**【参考】**

教育分野における合理的配慮の具体例については、下記を参考にすることが効果的です。

●インクルーシブ教育システム構築支援データベース　（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）

「合理的配慮」実践事例データベース（文部科学省の「インクルーシブ教育システム構築

モデル事業」において取り組まれている実践事例について検索するシステム）等を掲載

しています。

<http://inclusive.nise.go.jp/>

●特別支援教育教材ポータルサイト　（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）

特別支援教育の教材や支援機器、学校での実践事例を紹介しています。

<http://kyozai.nise.go.jp/>

●障害のある学生への支援・配慮事例　（独立行政法人日本学生支援機構）

障がいのある学生に対し、全国の大学等が比較的最近実施した、支援・配慮事例を紹介

しています。大学等の規模、設備、組織体制や実施支援・配慮ならびに実際の支援に至る

までの手続きなどの面で多様な事例を提供しています。

<https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_hairyo_jirei/index.html>

●合理的配慮ハンドブック～障害のある学生を支援する教職員のために～（独立行政法人日本学生支援機構）

前半部分で障害者差別解消法施行までの流れや国の施策、障がいの捉え方や合理的

配慮の定義等の障がいのある学生への支援の基本的な考え方などが掲載されており、

後半部分で障がい種別ごとに各障がいの概要やコラムを交えた支援例、関連情報として、

参考となるウェブサイトや文献等が掲載されています。

<https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/shogai_infomation/handbook/index.html>

●　文部科学省　障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第三次まとめ）

　 令和６年４月の改正障害者差別解消法の施行により、私立学校を含む全ての大学等

において障がいのある学生に対する合理的配慮の提供が法的義務として求められる

ことなど、障がいのある学生への修学支援体制の整備が急務として、障がいのある学生

への支援に関する基本的な考え方や、諸課題への考え方と具体的な対処の取組み、

大学等連携プラットフォームの枠組みの更なる活用等が取り上げられています。

　<https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/123/mext_01732.html>